



大切な健康を守るため年に1回特定健診を受けましょう!!

特定健診とは

特定健診は、加入している医療保険者が主体となって行う健診のことをいいます。

この健診は、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（※）に着目した健診です。生活習慣病は、自覚症状がなく進むことから、健診を受けないでいると病気のリスクを高めてしまうことになります。

いつまでも健康で元気な毎日を過ごしていくためにも、年に1回特定健診を必ず受けましょう。

対象年齢

40歳～75歳未満全員が対象となり、病院にかかっている人（治療中の人）も特定健診受診の対象となります。



◎国民健康保険（国保）に加入されている人は、町が実施する特定健診を受診してください。申し込みをされていない人についても5月24日から行われる複合健診の中で（日程はP18をご覧ください）受診できますので担当までご連絡ください。健保組合などの国民健康保険以外の保険加入者の人については加入保険者側から受診のお知らせがあります。

※メタボリックシンドローム…内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常、または高血圧が合併した状態。心臓血管系の病気の引き金となるとも言われます。

鍼灸受療券制度のお知らせ

健康の保持・増進のため、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用の一部を助成しています。

希望する人に、次のとおり『鍼灸受療券』を交付します。

スポーツ鍼灸治療をする中高生のお子さんなども対象となりますので、ぜひご活用ください。

対象となる人：あさぎり町に住所を有している人はどなたでも利用できます。

助成額：受療券1枚につき500円

1回につき18枚交付します。（最大ひとり2回、36枚）

申請場所：役場総合窓口または各支所

申請に必要なもの：受療する人の印鑑、身分証明書（免許証や保険証など）

利用期間：交付年度の3月31日まで

利用できる場所：施術所の一覧は、役場総合窓口および各支所で配布しています。

※代理人が別世帯の場合には委任状が必要です。



問い合わせ 健康推進課 ☎ 45-7216